試験、研究又は調査の方法	
条件	
有効期間	年　月　日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の３第１項の規定により、交付する。

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長　　印

第一号の十五様式（第十二条の十七の六の五関係）

承認証再交付申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の５第１項の規定により、次のとおり申請します。

船名		船舶所有者	
使用船舶の概要	船舶番号	用途	
	船籍港又は定係港	総トン数	
再交付を受けようとする理由			
備考			

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令

目次中「第十一章　雑則（第四十六条）」を「第十一章　揮発性物質放出防止措置手引書（第四十六条）
第十二章　雑則（第四十七条）」に改める。

第十一章中第四十六条を第四十七条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　揮発性物質放出防止措置手引書

（揮発性物質放出防止措置手引書）

第四十六条　法第十九条の二十四の二第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　原油タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二　次に掲げる事項が定められていること。

イ　原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中において原油の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項

ロ　貨物艙原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項（当該設備を設置する船舶に限る。）

ハ　イ及びロに掲げる事項の実施について責任を有する者の氏名又は職名

２　揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示に関する技術上の基準は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておくこととする。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

第一条の二の見出しを「（原動機の種類及び出力の基準）」に改め、同条中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第一項第一号」に改め、同条第一号中「ディーゼル機関」の下に「以外のもの」を加え、同条第二号中「を超えるもの」を「以下のもの」に改め、同条第三号を削る。

第一条の六を削る。

第一条の五中「第十九条の四第二項」を「第十九条の四第三項」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四の次に次の六条を加える。

（窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等）

第一条の五　法第十九条の四第一項第二号の承認を受けて、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において原動機を使用しようとする者は、当該原動機ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

２　前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。

３　地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（承認証の交付）

第一条の五の二　地方運輸局長は、法第十九条の四第一項第二号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

２　前項の承認証は、第一号の二様式によるものとする。